

学校安心メール文

【配信】 令和2年4月28日
【件名】 さいたま市立学校における臨時休業期間の延長について
【本文】
保護者 様

現在、さいたま市立学校において実施している臨時休業を、以下のとおり延長いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の状況等に応じて変更することがありますので御了承ください。

引き続き、御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 臨時休業期間の延長について

(1) 令和2年5月31日(日)まで臨時休業期間を延長します。

(2) 登校日は設定しません。

(3) 小学校の児童、中学校特別支援学級に在籍する生徒及び特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、自宅等で過ごすことが適切でないと考えられる場合は、これまでと同様にお子様の預かりを実施します。

2 お子様の学習活動について

お子様の基礎学力の定着や基本的な生活習慣の維持を目的に、5月11日(月)から「さいたま市 Web 学習コンテンツ『スタディエッセンス』」を活用したデジタル授業を実施します。詳細については、5月1日(金)以降、各学校のホームページで御確認ください。なお、デジタル授業の進め方及びサンプル版の学習動画も5月1日に公開いたします。

また、特別支援学校、特別支援学級に在籍するお子様と通級指導教室に通うお子様のデジタル授業については、今後、各学校から安心メール等で連絡しますので御確認ください。

なお、御家庭で学習動画を視聴する環境が整っていない場合は、各学校に御相談ください。

デジタル授業につきましては、各家庭の御協力が何よりも大切でございますので、お子様と共に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

3 お子様の心のケアについて

家庭で過ごすお子様に、元気と安心を届ける「心のサプリ」コンテンツを配信し、臨時休業の長期化によるストレスを軽減します。

4 お子様の健康管理について

(1) お子様の体温の測定は毎日実施していただき、健康状態を確認してください。また、お子様に風邪様症状が出た場合は、かかりつけの医療機関へ連絡して医療機関の指示に従い、受診してください。

(2) 臨時休業期間中は、不要不急の外出を避けるようにしてください。健康維持のために屋外で運動や散歩をする場合は、感染防止に十分配慮してください。

(3) お子様の健康保持の観点から運動する機会を確保するため、市立小・中・高等・中等教育学校の校庭を、以下の時間開放します。(平日は13時00分～16時00分。土日は8時30分～16時00分)

5 臨時休業終了後の教育活動について

(1) 夏季休業日を短縮し、授業時数を確保します。

1学期終業式 令和2年7月31日(金)

夏季休業日 令和2年8月1日(土)～8月16日(日)

2学期始業式 令和2年8月17日(月)

(2) 1学期中の学校行事等については、延期または中止とします。

<問い合わせ先>

さいたま市教育委員会

お子様の学習指導に関すること

指導1課 829-1660(小)

829-1661(中)

「心のサプリ」に関すること

教育政策室 829-1626

特別支援教育に関すること

特別支援教育室 829-1667

中等教育・高等学校に関すること

高校教育課 829-1671

健康管理に関すること

健康教育課 829-1678